



「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

<目次>

○ねんきん定期便（必ずご確認ください）

- これまでの保険料納付額（累計額）…………… A-1
- これまでの年金加入期間、これまでの加入実績に応じた年金額…………… A-2
- これまでの『年金加入履歴』…………… A-3
- これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況…………… A-4厚
- これまでの国民年金保険料の納付状況…………… A-4国
（国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。）

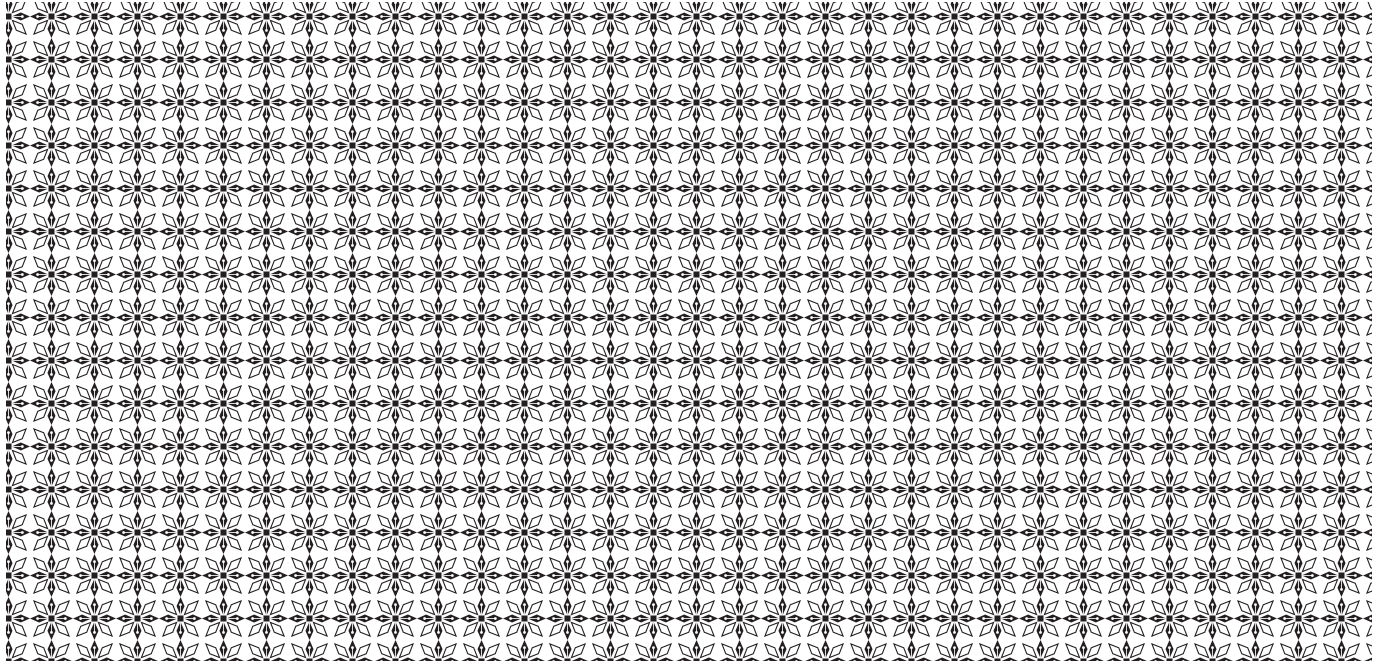
○「ねんきん定期便」の見方（冊子）

○年金の受給開始時期の繰り下げ等について

「ねんきん定期便」に関するお問い合わせ先

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556（ナビダイヤル）
0570におかけになれない場合等 03-3265-8155（一般電話）
受付時間 月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）9:00～17:30
電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。



ねんきん 定期便

この定期便は、下記時点で作成しています。

納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

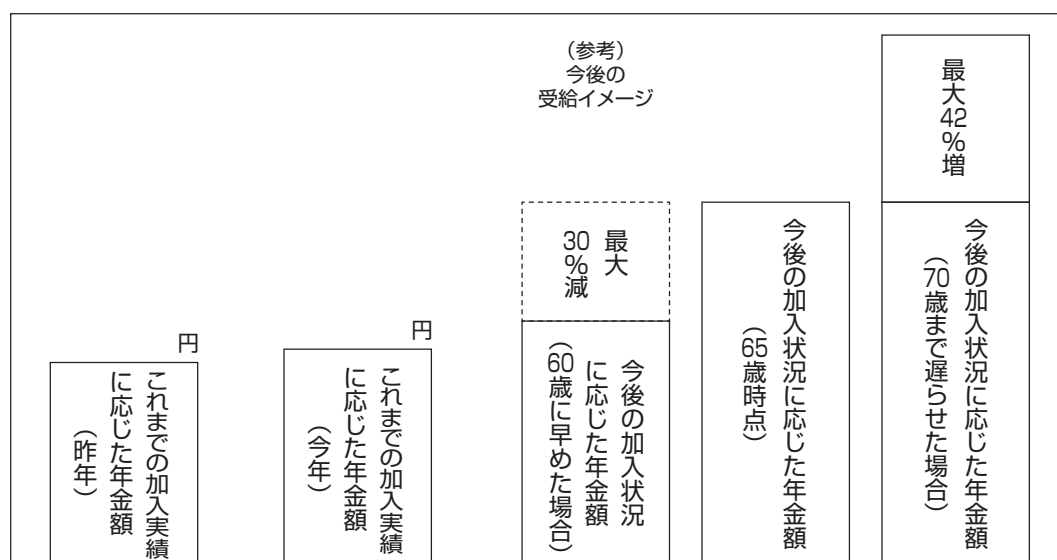
国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このページの見方は、見方(冊子)の2~3ページをご覧ください。

- ①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。
- ②今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
- ③年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
 - ・年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)(注)
 - (注) 65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
 - ・65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大30%減額となります。



1. これまでの保険料納付額(累計額)

(1)国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2)厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

このページの見方は、見方(冊子)の4~5ページをご覧ください。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

3. これまでの加入実績に応じた年金額(年額)

(1)老齢基礎年金	円
(2)厚生年金保険	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

【備考欄】

これまでの『年金加入履歴』です。
 表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
 (このお知らせは、見方(冊子)の6～9ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等						④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数	
⑦国民年金(a)											
納付済 月数	全額免除 月数	半額免除 月数	4分の3 免除月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数 計	付加保険料 納付済月数 (再掲)	未納月数 (※)	加入月数	加入期間
								()			
⑧船員保険(c)											
⑨厚生年金保険(b)								⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)	⑪合算対象期間等	⑫受給資格期間	
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計		(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)	
加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数 (経過的職域)	加入期間 (経過的職域)	加入月数 (経過的職域)	加入期間 (経過的職域)	加入月数 (基金) (経過的職域)	加入期間 (基金) (経過的職域)				

(※)納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このお知らせは、見方(冊子)の10～11ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、A-3の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

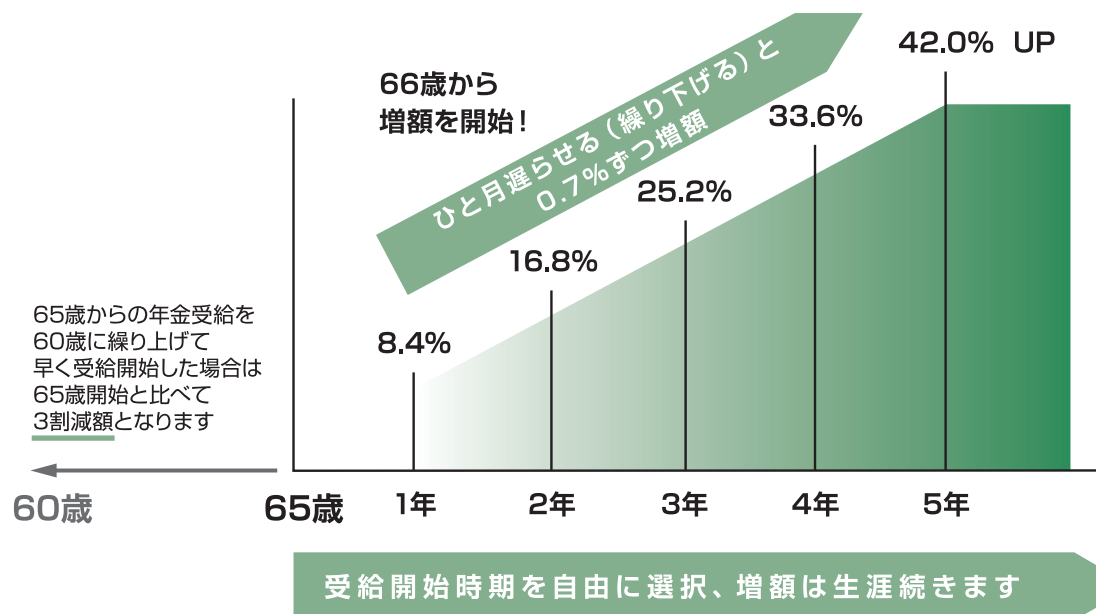
これまでの国民年金保険料の納付状況です。
 表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。
 (このお知らせは、見方(冊子)の12～13ページをご覧ください。)

年度	納付済月数等の内訳						月別納付状況											
	① 納付	② 免除	③ 学生 納付 特例 等	④ 計	⑤ 未納	⑥ 合算等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。																		

受給開始を繰り下げると 年金は増額できます。 70歳で最大42%UP

年金の受給開始時期は60歳から70歳まで自由に選択できますが、受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。

※65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。



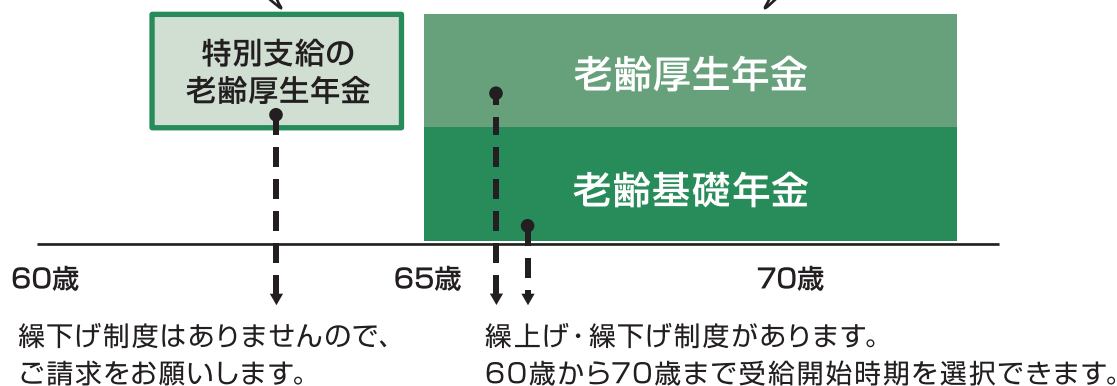
基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます
「年金のしくみ」については裏面をご覧ください

ご自身の生活設計に合わせて選択できます。
65歳を過ぎても別に収入がある方は受給開始を遅らせるという選択も可能です。

年金のしくみ

厚生年金の加入期間が1年以上ある方が受けとれます。
(昭和36年4月1日生まれまでの特例)

保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある方が受けとれます。



ご注意いただきたいこと

- 老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「加給年金」は支給されません。
※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者や18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子等の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。
 - 老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「振替加算」は支給されません。
※「振替加算」は、上記の加給年金の対象となる配偶者が65歳になって以降、その配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。昭和41年4月1日以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付です。
 - 65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。
- このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響がある場合があります。

あなたの年金 簡単便利な KKR年金情報提供サービスで！

- ◆ 老後の生活設計を考えてみませんか？
- ◆ 公務員期間の年金見込み額を試算できます。

KKR年金情報提供サービス

検索